主 文

本件上告を棄却する

理 由

被告人の上告趣意書は、

犯罪の事実は相違ございませんが、被告人は初めから強盗の目的はなく又傷人も もちろん思つていなかつたことです。その証拠に、被告人は何ものも用意して行か なかつたことであります。傷つけたときの刄物は、単に被害者の家の漬物を切る庖 丁であつて、刃物で被害者を脅かすつもりではなく、ただ玄関の破れガラスを紙で 張つてありましたから、それを切るつもりで台所から持つて来ました。破れラガス を切つてからなぜ刄物を置かずに入つたか、被告人は、いまだに了解に苦しむので あります。若し、あの当時刄物さえ持つて二階に上らなかつたなら、こんな恐しい 罪名でなく済んだことと思います。被害者に傷をつけたときは、子供に目を覚され、 奥様に右足首をつかまれたため、むちゆになつて逃げることしか頭になかつたもの ですから、持つていた庖丁で、奥様や子供さんに傷をつけまして申しわけありませ ん。若し被告人が強盗や傷人を初めからしようと思いましたら、あの場合には、奥 様と子供さんしかいなかつたのですから、静かにしろとか、金を出せとか、脅した はずです。それは、被害者には何のうらみもないのにまがさしたと申しますか、あ んならんぼうなことをしたのがふしぎでもあり悲しい運命でもありますが、被告人 と致しまして誠に済まないことをして、謝罪しております。犯罪の理由はあの日に 限つて買出しの汽車に乗りおくれて直ぐ家にかえろうとしていたところ、A氏にさ そわれて勝負ごとに買出しの金をみんなとられました。金をとられたため、家にか えろうと思つてその場を出たのは出たが、考えてみると、明日から買出しにも金が なくてはと思いながら、被告人の妻の母様にもわかつたらどうしようかと心配しな がら家に入るには入れぬし、家の前を行つたり来たりして、約一時間を費した上し

らずしらずに被害者の家の前まで来ましたが、ちようどその時は雨がふつておりましたので、被害者の軒の下で雨宿りをしておりましたが、何の気なしにお勝手の破れガラスの代わりにベニヤ板を打ちつけたところの一ケ所が釘が抜けたため手を入れれば、直ぐ入つたので鍵を外して入りましたが、中の戸締りが厳重のため入れずそのまま出てかえろうと思いましたが、雨はやまず、しかたなく玄関の軒の下で約三十分程立つていましたけれど、それでも雨はやまず、玄関の破れガラスが紙で貼つてありましたから、取つてみて、若し入れたら入つて見ようかと思い、取りましたが、なかなか取れないので、お勝手に行けば、何かあると思つて、流しの横に庖丁が大小二本さしてありましたから、短い庖丁を持つて来て、玄関の破れガラスの紙をはがしましたが、はがして、庖丁をなぜ置かずに持つて入つたかは、先きに書きましたように、被告人自身、いまだに了解に苦しむのであります。

被告人の生い立ちや履歴をかんたんに申し上げます。本籍東京都渋谷区ab丁目 c 番地、現住所東京都渋谷区de丁目f番地、生れは北鮮平安南道鎮南浦府g町h 番地、旧氏名Bであります。被告人は、昭和五年四月C小学校第六学年卒業後、鎮 南浦地方裁判所予審判事津田猛哉の家に書生として約一年、その後、同じ裁判所給 仕に採用、二年目に判事といつしよに、南鮮の清州裁判所に転勤の時、廷丁となり ました。その当時、東京の兄が、iのF大学を卒業しましたので、被告人も兄みたいに学校に行こうと思つて、津田判事さんに相談して、やつと許可を得まして昭和 九年四月に兄をたよつて上京しました。被告人が上京した時分は、不景気のため兄も就職できず、それで学校には行けず、自動車助手又は新聞配達をして、今の妻といつしよになりました。そのうち子供が一人でき、昭和十六年三月に、北鮮の被告人の親もとに三人で行きました。北鮮ではG鉱業株式会社H製錬所の徴用工として、労務課に勤め、終戦までおつて昭和二十一年六月一日、一般引揚邦人として、昨年六月二十七日博多上陸六月三十日;駅に着きましたら、k1丁目の引揚寮に、約一

ケ月世話になりました。一ケ月もおつた理由は、お産のため、まもなく、日足らずの双生子ゆえ、直ぐ死にました。それから今の渋谷のde丁目f番地ェ方二階におりまして、被告人が北鮮に勤めておりました本社が東京のJ本店の中にありますが、本社に行つて色々と、就職の話をしましたが、北鮮からの引揚が全部済むまで待つように、といわれましたので、未だ退職はしていない訳です。本社から見舞金として七百円を貰いまして、それをもとに、買出しをはじめておりまして、こんな事件を起しまして、申訳ありません。

最高裁判長殿、最高検事殿に、切に被告人のお願いしたいことは、被告人は、三 十三年の間、今度の事件まで、科料、罰金、刑の執行を受けたことは、一度もあり ません。小学校を出まして十九才まで、津田予審判事の下で一しよにおりまして、 十九才から東京におりますこと九年間、その間にも一度も悪いことをして警察署に 入つたこともありません。昭和十六年四月から、北鮮の今までの会社におつて、終 戦後の被告人は、一般日本人と同じロシア軍の下で使役に使われておりましたけれ ど、そこには親も兄弟もおるし、鮮語も知つておりながら、被告人はなぜ使役を働 かなくてはならなかつたというと、北鮮におりました時は、日本人と同じ待遇を受 けていたため、親日派として取扱われまして、鮮人の保安隊からは、ねらわれてい ましたから、今の妻と別れるか、それとも日本に行くか、そんな訳で、近所の人や 友だちは、別れたら良いじやないかと進めたけれど、被告人自身は、そんなことは できませんでした。被告人は、なぜ保安隊から、ねらわれたかは、あの当時は、日 本人は自由に場所を変えることができなかつたため、何かあると、被告人を利用し たため、保安隊から目をつけられた訳です。また、被告人が妻と一しよに来なけれ ば、恐らく無事に東京の親もとにかえれなかつたかもしれません。なぜかと申しま すと北鮮と南鮮の三十八度線は一番近い道で、約七里はありますので、乗り物はな く、みんな歩かなければならなかつたため、女子供は大変でした。道なき道、川も

あれば山もある。あたり前の道路は、ロシヤ軍人に見つかると、海州刑務所に連れて行き、男は使役、女は暴行、あの当時は色々とうわさし戦々きようきようで、仲々北鮮から脱走者が少なかつたのです。なぜみな脱走するかと申しますと、ロシア軍人は、一度も約束を実行したことがないので、三月にはかえす、四月にはかえすと、口先ばかりで仲々かえしそうにもない。そのうち手持金はなくなる。一日も早く脱走しないと、死ななければならないかと思つてみな、脱走しはじめました。被告人は、なぜこんなことまで書いたか。

この事件とは、何の関係もないものですが、被告人自身も知らなかつたのですが、 昨年十二月検事局に行つたとき、長谷川検事殿から被告人は一般引揚邦人のために 一命を惜しまず、南鮮から北鮮に連絡に行つて来たことは、被告人のため有利な点 だから、調書に書いて下さいました。被告人が妻、子供四人でやつと三十八度線を 突破して、京城日本人会に着きましたところ、L氏から、日本人のため、北鮮に連 絡に行くようにと言われました時には、一寸考えられましたが、被告人一人のため、 幾千幾万の日本人が、一日も早く北鮮から南鮮に来て日本にかえりたい気持は同じ だ、そんな訳で、渉外部から、二通の手紙を持ちまして、家族を京城の日本人会に 残しまして、もと来た道を約十二日間かかりまして、無事に連結は済みましたが、 その十二日間のうち、色々と苦難もありますが書ききれませんので略します。もち ろん、南鮮から来ても、スパイけんぎで引つぱりますが、書類でも持つて、北鮮で 捕まつた場合は、銃殺はのがれなかつたでせう。被告人の連絡次第で、一日に何千 人と三十八度線を突破して来るのを見ました時は、被告人と致しましても、喜んだ ことであります。そのため、被告人の内地上陸は、コレラ発生のため、約一ケ月延 期しましたため、被告人の妻はi駅着早々、お産がありまして、月足らずの双生子 のため直ぐ死にました。

被告人は、今事件以来約一ケ月ばかりして自首しましたが、被害届後の自首は自

首にならずとのこと、被告人の妻が被害者のところに行つて、重々あやまりましたが、被害者から色々と、よくして下さつたことを面会の時にいわれましたので、さつそくお礼の手紙を出しました。又、被害者の傷害も、診断は三週間と出ていますが、十日目には治つた、とのこともききましたけれど、被告人は、あの当時は逃げるため庖丁のみねでたたいたのでありますから、恐らく、三週間もかからないと思います。あの当時、直ぐ被害者にあやまつて出れば、こんな恐ろしい罪名でなくて済んだことと思います。被告人は被害者に対し、心から謝罪しております。

最高裁判長殿、最高検事殿、最高陪審員判事殿、被告人の最後にお願いしたいことは、被告人なき後、残りし妻子のことを思いますと、被告人のため、三人とも苦労するのを考えると、二度と犯罪を起さないと命にかけて誓います。先日被告人は体が悪くて、弁護士を立てれば保釈で一時出られるとの話、さつそく妻と相談して、無理して、弁護士を、お願いしましたところ、保釈願いの却下書が来ました。被告人の生れば朝鮮人ですが、以前から、りつぱに日本人の籍に入つておる者であります。逃げる者でしたら、自首も致しません。それに被告人は親日派として、北鮮からの追放者として来ておりますので、逃げるようなことは絶対いたしません。被告人は心から悪人ではありません。被告人は、生れかはつて真人間になります。

どうか裁判長殿、被告人には、長男ハオと二男六才の二人おりますが、長男がは じめて東京の小学校に入学致しまして、毎日のように被告人を連れて来るように妻 が面会の時に言つたときには、胸がはりさける思いが致します。被告人のやつた罪 に対しては、にくいでしようが、一度だけ刑の執行を猶予をお願いできないでしよ うか。被害者も被告人のなき後妻子に同情しまして、一日も早く出られることを希 望しております。どうか最高裁判長殿、最高検事殿、最高陪審員判事殿、被告人の やつた罪を情状酌量致しまして、法のまがる限り、御寛大な裁判をお願い致します。

というのであつて、その論旨は要するに原審が言渡した刑の減軽を求めるもので

あつて、日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条第 二項の規定に照し、適法な上告の理由といふことができないから、これを採用する わけに行かない。論旨は理由がない。

弁護人今泉浅之丞の上告趣意書は、

第二審における判決は、被告人の境遇を充分に参酌されたものであるから、不服の余地がないようであるが、本件記録を、しさいに検討すれば、被告人の行為は、被告人の陳述によつても、亦該行為の前後における被告人の心境からみても、単に窃盗の目的で被告者の家屋に侵入したが、その目的を達せず、犯意をひるがえして逃走を企てたが、被害者から逮捕されようとしたためやむを得ず、無意識に被害者に傷害を加えたものであることは、昭和二十二年五月二十六日附の被害者Mの上申書によつて明白である。故に刑法第四十三条及び第四十四条に依り、未遂罪として処断し、傷害の点に関しては、刑法第二百四条を適用し、情状を酌量して処断すべきものである。しかるに、第二審判決は、被告人の過去、現在における心境を考慮せず、単に具体的に表現した一時的の被告人の行為を悪質として、適用すべき法条を誤まつたものであるから、被告人は不服を申立て、適法寛大な処置を仰ぐ次第であります。第二審判決主文被告人を懲役五年に処す。但し当審における未決勾留日数六十日を右本刑に算入すの但書を除き、これを破毀し、更に相当なる御判決を求めます。

というのであるけれども、窃盗犯人が逮捕を免れようとして暴行し、よつて人を 傷害すればその窃盗が未遂に終つたか既遂であるかは問わないで刑法第二百三十八 条第二百四十条前段により強盗傷人罪が成立するのであつて窃盗が未遂の場合でも これを窃盗未遂罪及び傷害罪として処断すべきものではない。原判決に判示された 事実は、その掲げている証拠から充分に証明できるのであつて原判決は、被告人に 対する強盗傷人罪の事実の判示において欠けたところはなく、これに対して、刑法 第二百三十八条第二百四十条前段を適用したのは相当であつて、原判決には、所論のような違法はないから上告論旨は理由がない。

以上の理由は裁判官全員一致の意見であるので刑事訴訟法第四百四十六条により 主文の通り判決する。

検察官宮本増蔵関与

昭和二十二年十一月二十五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	计川	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	庄	野	理	_
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介